ＤＸ推進会議開催要綱

（目的）

第１条　大阪市ＤＸの推進に関する規程（令和５年達第15号。以下｢規程｣という。）第14条第１項に規定する局等において取り組むべきＤＸの推進に係る方策を検討することを目的として、ＤＸ推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

（組織）

第２条　推進会議は、大阪市市長直轄組織事務分掌規則第２条別表第２に掲げるデジタル統括室の担当課長（以下「デジタル統括室担当課長」という。）並びに規程第12条に規定する局等のＤＸ統括推進者で組織する。

２　デジタル統括室担当課長が必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者に推進会議に出席を求めることができる。

（運営）

第３条　デジタル統括室戦略担当課長が随時、推進会議を招集する。

（庶務）

第４条　推進会議に係る庶務は、デジタル統括室戦略担当において処理する。

（施行の細目）

第５条　この要綱の施行に関し必要な事項は、デジタル統括室戦略担当課長が定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。